

令和3年度

定期総会資料

部活動後援会

(昭和54年3月5日 設立)

ご挨拶

部活動後援会会長の吉野です。昨年に引き続き学校ホームページを活用させていただき文書による承認をもって総会に換えさせていただくこととなりました。ご理解のほどをお願いいたします。

さて、昨年から続く新型コロナの蔓延の影響で社会全体が変革を迫られることとなり、教育現場でも授業はもちろんのこと部活動にも大きな影響を与えています。同時にコミュニティスクールへの移行という形で学校のあり方の変革がなされる過程にあり今後部活動にも変化が生じることが予想されています。こうした流れに対応しながら後援会としてできる最善の支援を心掛けてまいりたいと思います。

ワクチン接種がはじまり収束が見え始めてはいますがまだまだ予断を許さない状況ですので何より健康に留意され、子どもたちが健やかに学校生活を送ることができますようお祈り申し上げます。

部活動後援会会長 吉野 哲

令和2年度事業報告

6月17日 ・役員会

令和3年

2月17日 ・役員会

4月14日 ・役員会

令和3年度事業計画（案）

新型コロナウイルス感染症の影響により、本年度の活動予定はありません。

令和2年度 決算報告

1 収入の部

(単位:円)

項目	予算	収入	備考
会費	0	0	
前期繰越金	191,811	191,811	
雑収入	4	0	
合計	191,815	191,811	

2 支出の部

項目	予算	支出	備考
活動費	0	0	
会議費	0	0	
補助費	0		
特別補助費	100,000	58,742	登録料・バス代補助(×0.25)
渉外費	0	0	
交通費	0	0	
消耗品費	0	0	
予備費	91,815	40,000	プール清掃代
資金積立	0	0	
合計	191,815	98,742	

総収入	総支出	残高
191,811	98,742	93,069
次年度繰越金		93,069

【基金の部】

項目	
繰越金	752,007
繰入金	0
雑収入	35
計	752,042

基金繰越金 752,042

令和2年度収支決算は、上記の通りです。

会計市原 幸子

会計八木下 幸子

監 査 報 告

令和2年度の収入及び支出について金銭帳簿ならびに関係書類を照合の結果、現金等は正確に処理されており管理されていたものであり、かつその内容は正当であったと認めます。

令和3年4月14日

会計監査

会計監査

私島由美子

佐野斉子

令和3年度 予算 (案)

1 収入の部

(単位:円)

項目	予算	備考
会費	0	
前期繰越金	93,069	
戻入金	100,000	基金より定期解約
雑収入	0	
合計	193,069	

2 支出の部

項目	予算	備考
活動費	0	
会議費	0	
補助費	0	
特別補助費	100,000	チーム加盟料、他
渉外費	0	
交通費	0	
消耗品費	0	
予備費	93,069	
資金積立	0	
合計	193,069	

【基金の部】

繰越金	752,042
-----	---------

令和3年度柏二中部活動後援会役員 (案)

役職	氏名	
会長	吉野 哲	
副会長	吉野 浩規	
	堀 利加	
	坂本 咲子	
会計	望月 直美	
	市原 幸子	
会計監査	裕富 由美子	
	佐野 斉子	
理事・一般会員理事	宮本 等	
	植本 宣雄	
	熊井 規夫	
	八木下 幸子	
	松崎 かおり	
	金子 絹代	
	布施 友里	
顧問	平井 克己	
	高橋 久美子	
事務局(柏二中)	教頭 関口 岳人	7164-5770
	井上 幸浩	

【部活動外部指導者】

房枝 利和 (ソフトボール)

斧 美智子 (バレーボール)

堀井 美穂子 (卓球)

船木 新哉 (柔道)

堀 裕亮 (サッカー)

猪爪 大地(野球)

柏市立柏第二中学校部活動後援会会則

第1章 名称

第1条 本会は、柏市立柏第二中学校（以下「柏二中」という）部活動後援会と称し事務局を柏二中に置く。

第2章 目的

第2条 本会は、柏二中学生の文化、体育などの諸活動の促進と助成を図ることを目的とする。

第3章 事業

第3条 本会は、前章の目的を達成するため次の事業を行う。
(1) 各部活動に対する援助。
(2) その他、本会の目的達成に必要な事業。

第4章 会員

第4条 本会の会員は、在校生の保護者有志（以下「一般会員」という）及び第2条の目的に賛同する賛助会員をもって組織する。ただし、一般会員は希望により賛助会員になることができる。なお、全ての会員は自由に入退会することができる。

第5章 役員

第5条 本会の役員は、下記のとおりとする。
(1) 会長 1名 (2) 副会長 3名
(3) 会計 2名 (4) 会計監査 2名
(5) 理事 7名以上 (6) 一般会員理事 数名
(7) 事務局 柏二中教職員
(8) 本会は、顧問を置くことができる。

第6条 役員任期は1年とする。ただし再選による再任はそれを妨げない。

第7条 役員に欠員が生じた時は、役員会の審議を経て補充し、その任期は前任者の在任期間とする。

第6章 役員を選出

第8条 役員を選出は、下記のとおりとする。
(1) 本会の役員は選考委員会で選出し、総会で承認を得る。

第7章 役員の仕事

第9条 役員の仕事は下記のとおりとする。
(1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があった場合はこれを代行する。
(3) 会計は金銭出納の管理、会計記録、予算案、決算書の作成の責任を負う。
(4) 理事は本会運営の重要事項について協議し、事業の執行にあたる。

第8章 会議

- 第10条 本会の会議は総会及び役員会とし、会長がこれを召集する。
第11条 議事は出席者の過半数をもって決議する。
第12条 総会は原則として年1回とし、年度の初めとする。

第9章 会計

- 第13条 本会の経費は会費、賛助会費、寄付金をもってこれにあてる。
第14条 本会の一般会員の会費は2000円以上とし、一括して徴収する。
第15条 賛助会費（年額）口数とし、一口2000円とする。
第16条 本会は臨時に徴収する必要がある場合、または、予算の補正を要する場合は役員会の議決を必要とする。
第17条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10章 事務局

- 第18条 事務局は3名の教職員で構成し、校長が指名する。
第19条 事務局は本会の事務を行い、役員会に出席して意見を述べることができる。

第11章 改正

- 第20条 本会の会則は総会において、出席者の過半数がなければこれを改正することはできない。

- 付 則
- 1 本会則は、平成 3年 6月 4日より施行する。
 - 2 本会則は、平成 9年 5月 27日より施行する。
 - 3 本会則は、平成 15年 5月 14日より施行する。
 - 4 本会則は、平成 16年 5月 28日より施行する。
 - 5 本会則は、平成 22年 6月 18日より施行する。
 - 6 本会則は、平成 23年 6月 17日より施行する。